

## 第1 審査会の結論

実施機関が、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（平成11年2月10日付け）」、「平成11年度分のダイオキシン類測定結果報告書」、「平成11年度分の産業廃棄物の処分実績報告書」に係る部分公開決定において非公開とした情報のうち、次の部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は、妥当である。

- (1) 「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（平成11年2月10日付け）」
  - ① 保管方式の概要のうち排出事業者の名称及び所在地
  - ② 中間処理方式の概要のうち排出事業者の名称及び所在地、最終処分場の名称
  - ③ 事業計画の概要書のうち排出事業者の名称及び所在地
  - ④ 処理処分委託及び引受確約書のうち排出事業者の名称及び所在地
  - ⑤ 濃度計量証明書及び分析証明書のうち環境計量士の氏名
- (2) 「平成11年度分のダイオキシン類測定結果報告書」
  - ① 計量証明書のうち環境計量士の氏名
- (3) 「平成11年度分の産業廃棄物の処分実績報告書」
  - ① 処分委託者（排出事業者）の名称及び所在地
  - ② 埋立処分に係る処分事業者名

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成12年12月6日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成元年徳島県条例第5号。平成13年徳島県条例第1号による全部改正前のもの。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇廃棄物焼却炉（市場町香美）に関する、①産業廃棄物処分業許可申請書、②ダイオキシン測定データ及び平成11年度分報告書」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成12年12月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、〇〇〇〇から提出された、①「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（平成11年2月10日付け）」、②「平成11年度分のダイオキシン類測定結果報告書」、③「平成11年度分の産業廃棄物の処分実績報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定した。そして、本件公文書の内容について検討した結果、旧条例第6条第1項第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報」及び同条同項第2号の「法人等に関する情報であって、当該法人に不利益を与えることが明らかである情報」に該当する部分が含まれるとの判断により、当該部分を非公開とする部分公開決定（以下「本件

処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成13年3月1日、異議申立人は、本件部分公開決定を不服として行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成13年4月17日、実施機関は、徳島県公文書公開審査会(現在は、徳島県情報公開審査会に名称変更。以下「当審査会」という。)に対して当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消し及び非公開部分の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び平成14年1月21日の当審査会口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

(1) 廃棄物処理施設の設置に関しては、住民・処理業者・行政の間における紛争が全国で数百にのぼり、その原因は、行政機関が十分な情報を公開しないまま施設の建設が進められること、規制行政が機能しておらず全国で深刻な公害問題が発生していること等により、住民が不安を感じていることにある。

(2) 国においては、法改正により地域住民における監視の道を開き、住民が産廃業者の施設に立ち入り、環境データの開示を直接求めることができるようになっている。また、マニフェスト制度が強化され、廃棄物の排出者についても最終処理まで責任を持つことが求められている。このような、法の意図を進めるためにも、県が廃棄物行政に関する情報公開を積極的に行うことが求められていると考える。

(3) 今回の実施機関による非公開理由の説明は、廃棄物行政の置かれた社会的な状況を考えず、条例の表層的な解釈で、機械的に個人情報と法人情報の保護を理由に非公開としているものである。法改正の流れは、住民の生命、健康、生活に関わる問題については、住民に情報が公開されるべきであるという考え方になってきている。すなわち、情報公開が公益上において必要ということである。

(4) 三重県や愛知県においても、このような情報公開の流れや公益性を重視し、徳島県と同じような内容の条例に基づき、排出事業者や最終処分場の名称、環境計量士の氏名等は公開されている。

(5) 特に排出事業者や最終処分場の名称は、廃棄物の処理状況を把握する上で重要なもので公益性を優先して公開されるべきものであり、環境計量士や図面作成者の氏名についても、作成者が業務の成果物の信頼性を担保する趣旨で記載しているもので、個人情報に該当せず公開されるべきものである。

また、法人の決算書等も施設の経営状況を把握する上での重要な情報であるため、住民に公表されるべきものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については、次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、〇〇〇〇から提出された、①「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（平成11年2月10日付け）」、②「平成11年度分のダイオキシン類測定結果報告書」、③「平成11年度分の産業廃棄物の処分実績報告書」である。

##### 2 部分公開について

本件公文書には、旧条例第6条第1項第1号及び同条同項第2号に規定されている非公開情報が含まれているため、旧条例第8条第1項の規定に基づき、当該部分を非公開とする部分公開決定をしたものである。

##### 3 旧条例第6条第1項第1号の該当性について

本件公文書のうち、次に掲げる部分については、特定の個人が識別される情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから非公開としたものである。

(1) 本件公文書①については、「申請書のうち個人の印影」、「事業所内配置図のうち担当者名」、「役員、使用人及び従業員名簿のうち代表取締役、取締役の生年月日、従業員の氏名、住所、生年月日」、「誓約書のうち個人の印影」、「濃度計量証明書及び分析証明書のうち環境計量士の氏名及び印影」、「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会修了証のうち受講者氏名」、「焼却炉設計図のうち担当者名」、「株主（出資者）申告書」、「印鑑登録証明書」、以上について、それぞれ非公開としたものである。

(2) 本件公文書②については、「計量証明書のうち環境計量士の氏名及び印影」、について非公開としたものである。

なお、各種図面や計量証明書等については、法人名、図面の内容、測量データは公開しており、設計者の氏名や環境計量士の氏名及び印影が非公開であるとしても、請求の趣旨は十分に満たしていると思われるものである。

また、環境計量士の氏名については、法人の役員ではない従業員の情報であることから、個人が識別される情報として非公開としているものである。

#### 4 旧条例第6条第1項第2号の該当性について

本件公文書のうち、次に掲げる部分については、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開としたものである。

- (1) 本件公文書①については、「申請書のうち法人の代表者の印影」、「保管方式の概要のうち排出事業者の名称及び所在地」、「中間処理方式の概要のうち排出事業者の名称及び所在地、最終処分先の名称」、「事業計画の概要書のうち排出事業者の名称及び所在地」、「処理処分委託及び引受確約書のうち排出事業者の名称及び所在地、法人の代表者の印影」、「誓約書のうち法人の代表者の印影」、「株主（出資者）申告書」、「事業開始に要する資金及び調達方法」、「借入機関及び事業収支計画」、「延払売買契約書」、「〇〇〇〇の第3期から第5期までの決算報告書」、「平成6年度から平成9年度までの納税証明書」、「廃棄物埋立処分業務委託契約書」、以上について非公開としたものである。
- (2) 本件公文書③については、「法人の代表者の印影」、「処分委託者（排出事業者）の名称及び所在地」、「埋立処分に係る処分事業者名」、以上の部分を非公開としたものである。

なお、法人の代表者の印影は、一定の取引関係の存在を前提に知りうる情報であり、商業登記法で印鑑証明書の交付を請求できる者が限定されていることに照らしても、広く一般に公開されるものではないと考える。

また、排出事業者や最終処分先の名称については、企業活動における取引情報であり、法人の競争上の地位を保護する観点から、取引に関する顧客情報を一般的に公開すべきではないと考える。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方について

条例は、県民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的に制定されたものである。よって、条例の解釈、運用については、原則公開の立場に立ち、例外として非公開としなければならない事項の該当性について、事案の内容に即し、個別、具体的に判断すべきものとする。

なお、本件処分は、旧条例により行ったものであるが、改正後の徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「新条例」という。）においては、新条例附則第5号の規定により、「この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。」と規定されているため、本件事案の審査に当たっては、旧条例の規定によりした本件処分が、新条例の相当の規定に照らし、妥当なものであるか判断をすることとする。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、法に基づき、産業廃棄物の処分業を行う事業者が知事の許可等を受けるために提出したもので、実施機関の職員が取得し、組織的に用いるものとして保有している公文書であり、その内容は次のとおりである。

### (1) 本件公文書①について

事業者が産業廃棄物処分業の事業範囲を変更する場合に、法第14条の2第1項の規定により、知事に対して許可申請をする場合の書類であって、申請書には、申請者の住所、氏名、電話番号、印影、許可年月日及び許可番号、変更の内容等が記載されている。また、関係書類として「事務所及び事業場の所在地一覧表」、「業務経歴」、「事業所内配置図」、「法人の登記簿謄本」、「申請者の役員、使用人及び従業員名簿」、「保管方式の概要」、「中間処理方式の概要」、「産業廃棄物の種類ごとの処分方法」、「事業計画の概要書」、「処理処分委託及び引受確約書」、「誓約書」、「濃度計量証明書」、「分析証明書」、「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習及び技術管理者認定講習の修了証」、「中間処理施設の写真」、「土地登記簿謄本」、「焼却炉の仕様書、設計図」、「株主（出資者）申告書」、「事業開始に要する資金及び調達方法」、「借入機関及び事業収支計画」、「延払売買契約書」、「印鑑登録証明書（個人印）」、「法人の決算報告書（第3期から第5期分）」、「納税証明書（平成6年度から平成9年度分）」、「廃棄物埋立処分業務委託契約書」、以上の書類が添付されている。

### (2) 本件公文書②について

法第18条第1項の規定に基づき、事業者が自ら測定したデータ等を知事に対して報告した書類であり、具体的には、「計量証明書」、「測定分析方法」、「ダイオキシンの測定結果」、以上の内容が記載されている。

### (3) 本件公文書③について

法施行規則（平成12年6月13日厚令第101号による一部改正前のもの。）第14条第5項の規定に基づき、平成11年度における産業廃棄物の処理実績を知事に対して報告した書類であり、具体的には「排出事業者の名称、所在地、廃棄物の種類、受託量」、「最終処分先の名称、処分方法、処分量」、以上の内容が記載されている。

## 3 新条例第8条第1号の該当性について

### (1) 新条例第8条第1号について

本号は、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も確立したのではないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別される情報については、原則として非公開とする方式（個人識別型）として定めたものである。ただし、個人が識別される情報であっても、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められるもの」及び「ハ 公務員の職務遂行に関するもの」について、ただし書の中に列記したものである。また、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、法人情報としての該当性を判断するものとして定めたものである。

このような新条例制定の考え方にに基づき、実施機関において個人が識別されるとして非公開とした情報に関し、本号の該当性を個別に判断することとする。

(2) 個人の「印影」、「印鑑登録証明書」、「住所」、「生年月日」について

これらの情報は、明らかに特定の個人が識別されるとともに、個人の社会、経済活動における重要な情報であり、個人の権利利益が害されることのないよう最大限の配慮をしなければならない情報である。また、「印鑑登録証明書」は、法令等により原則として本人以外には閲覧及び写しの交付が認められているものではない。よって、これらの部分を非公開とした実施機関の判断は妥当なものと認められる。

(3) 個人の氏名について

異議申立人は、環境計量士や図面作成者の氏名については、作成者が業務の成果物の信頼性を担保する趣旨で記載しているもので、個人情報に該当せず公開されるべきものであると主張しているもので、個人の氏名について検討をすることとする。

イ 環境計量士

計量法第107条で、物象の状態の量を公に証明する事業として、計量証明事業が定義されており、この事業を行う場合は、所在地の都道府県知事の登録を受けることが義務づけられている。この登録申請を行う場合には、当該事業所における計量管理を行う者として、経済産業大臣が登録をした計量士の資格を持つ者の登録番号や資格内容、更には当該事業所が証明事業を行う上で、適切な設備を有しているか等を記載することとなっている。

そこで、本件公文書①の「濃度計量証明書及び分析証明書」及び本件公文書②の「計量証明書」を見ると、証明事業者の名称等とあわせて環境計量士の氏名及び登録番号が記載されており、このことは、環境計量士が証明事業所の従業員等であるということを表しているもので、本件事案の環境計量士の氏名については、事業を営む個人ではなく、本号の個人に関する情報に該当するものである。

次に、この文書に記載されているデータは、証明事業者が自ら測定したダイオキシン等の測定結果を分析し、その内容について公に証明を行う者として、証明事業者の名称と環境計量士の氏名等が記載されているものである。このことから、環境計量士は、測定データ等の記載内容に対して一定の社会的責任を持つべき立場にあ

る者だということがいえる。

また、計量法施行令第38条で「計量士の登録簿謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に謄本の交付又は閲覧の請求をしなければならない。」となっており、本号ただし書イの「法令等により公にすることが予定されている情報」に該当する情報として公開されるべきものである。

ロ 焼却炉設計図の氏名について

「焼却炉の設計図」には、担当者欄に個人の氏名が記載されている。この記載内容からすると、資格等を有する者がその責任において記載したものではないと判断されるものである。よって、この情報は、本号の規定により保護されるべきものであり、本号ただし書イに該当しないことは明らかであることから、実施機関の決定は妥当であると認められる。

ハ 使用人及び従業員の氏名について

上記の個人の氏名以外に、〇〇〇〇の従業員等の氏名について非公開とされているが、会社員の氏名は、商業登記法上登記簿への記載事項とはなっておらず、他の法令等においても、閲覧等の制度の対象となっているとは認められないので、本号ただし書イに該当しないことは明らかであることから、実施機関の決定は妥当であると認められる。

#### 4 新条例第8条第2号の該当性について

(1) 新条例第8条第2号について

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。ただし、当該事業者の情報を非公開とする利益と当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合は、非公開情報から除かれると定めたものである。

このような新条例制定の考え方にに基づき、実施機関において法人の正当な利益を損なうものとして非公開とした情報に関し、本号の該当性を個別に判断することとする。

(2) 法人の代表者の印影について

商業登記法第12条第1項において、代表者の印鑑に係る印鑑証明書の交付を請求できる者を、印鑑を登記所に提出した者等に限定しており、第三者が閲覧又は写しの交付を受けることを認めていない。したがって、代表者の印影は商業登記法上保護されていると解され、これを公開すれば、結果的にその保護を失わしめることになり、法人に不利益を与えることは明らかであることから、実施機関の決定は妥当であると認められる。

(3) 排出事業者、最終処分場の名称及び所在地について

異議申立人は、排出事業者や最終処分場の名称は、産業廃棄物の処理状況を把握す

る上で重要なものであり、公益性を優先して公開すべきものであると主張している。

実施機関が非公開としたのは、本件公文書①においては、産業廃棄物を処分場に排出する予定の事業者の名称及び所在地、処理後に最終処分を行う予定の事業者の名称である。また、本件公文書③においては、産業廃棄物の排出事業者の名称及び所在地、処理後に最終処分を行った事業者の名称である。

これらの情報は、事業者の営業における顧客情報であり、仮に取引がなくなったとしてもこうした取引先に関する情報は同業者にとって相当の価値を有すると推測され、これを公開すれば事業者の競争上における正当な利益を害するおそれがあると解されることから、本号本文に該当するものであると認められる。

次に、この情報が本号ただし書に該当するものであるかについて、検討をすることとする。

一般に産業廃棄物処理業の運営の態様如何が周辺住民等の健康に影響を及ぼすおそれがあることは否定できないところであり、それらに関する情報についてはできる限りの情報公開が求められているというべきものである。

特に、産業廃棄物処理業者がどのような排出事業者から委託を受け、処理後にどこで最終処分されているかについては、産業廃棄物処理業の運営の態様に密接に関わる情報として、処理業者が取り扱う産業廃棄物の内容を把握、確認する情報であることから、周辺住民等の健康を保護するために公開をすることが強く要請されているものである。このようなことから、これらの情報を公開することは、周辺住民に対する不安感を取り除き、処理業者の運営等に対する理解を得るためにも必要なものであると認められる。

一方、法第3条では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」として、排出事業者の責務が明確に規定されている。また、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するため、排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して、排出事業者及び処分業者双方が保管し、産業廃棄物の処理状況を把握しなければいけないことになっている。さらに、産業廃棄物の不適切な処分により、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合等においては、排出事業者、処分業者に対して環境大臣又は都道府県知事はその支障の除去等の措置命令をすることができることになっている。

このような産業廃棄物を取り巻く社会状況や法の趣旨から判断すると、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理に際し、それ相応の社会的責任を負わなければならないということがいえる。よって、この情報については、本号ただし書に該当するものであると認められる。ただ、周辺住民等への生活環境に与える具体的な影響がない場合であって、測定データ等も法令等の基準を満たしており、かつ、その情報を公開することで処理業者の会社運営に著しい支障が生じることが明らかな場合においてまで本号ただし書を適用するというものではないが、異議申立人及び実



施機関において、これらのことに関して具体的に主張されておらず、また、提出された資料等においても、そのような実態があることは認められない。

以上、実施機関が非公開とした「排出事業者の名称及び所在地」、「最終処分場の名称」に関し、本号本文及び本号ただし書双方に該当するものであることを述べてきたが、当審査会としては、産業廃棄物を取り巻く社会状況や法の趣旨等からすれば、法人の権利利益の保護を公益性が上回るものと認められることから、これらの情報については、本号ただし書により公開をすべきであると判断する。

(4) 処理業者の経営方針や内部管理に関する情報について

異議申立人は、法人の決算書等に関しては、施設の経営状況を把握する上での重要な情報であるため、住民に公表されるべきものであると主張している。

実施機関が非公開とした「株主（出資者）申告書」、「事業開始に要する資金及び調達方法」、「借入機関及び事業収支計画」、「延払売買契約書」、「決算報告書」、「納税証明書」、「廃棄物埋立処分業務委託契約書」については、事業者の経営方針、経営成績、取引情報等が記載されており、これらの情報は、株主や取引関係等の一定の条件のもとに得られる情報で、法人の経営上における重要なものであることから、本号本文に該当するものであると認められる。

また、この情報については、産業廃棄物処理業の運営の態様に密接に関わる情報とはいえないもので、本号ただし書により公開をすべき情報に該当しないものであるというべきである。

## 5 結 論

当審査会は、前記のとおり、本件公文書を個別、具体的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成13年 4月17日	諮 問
5月23日	実施機関から理由説明書を受理
平成14年 1月 4日	異議申立人から意見書を受理
平成13年11月22日 (第2回審査会)	審 議
12月20日 (第3回審査会)	実施機関から口頭理由説明の聴取、審議
平成14年 1月21日 (第4回審査会)	異議申立人から口頭意見陳述の聴取、審議
2月28日 (第5回審査会)	審 議
3月18日 (第6回審査会)	審 議
4月22日 (第7回審査会)	実施機関から口頭理由説明の聴取、審議
5月23日 (第8回審査会)	審 議
6月20日 (第9回審査会)	審 議

### (参 考)

#### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(平成14年6月20日現在)

氏 名	職 業 等	備 考
岸 田 元 美	徳島大学名誉教授	
喜 田 芳 文	弁護士	
中 田 清 春	元徳島県教育委員会教育長	
松 尾 博	元徳島新聞社論説委員長	会 長
三 谷 淳 二	社会福祉法人博友会理事	会長職務代理者

(五十音順)